支那金石學概要 石刻〔五〕

馬衡 著
日比野丈夫譯註

第三 經典諸刻と記事諸刻の別（承前）

譜系 支那は古來宗法社會であつて、氏族門閥の別は極めて嚴格である。故に隋書經籍志は譜系を史部に列し、鄭樵の通志は氏族を二十略の中に加へてゐる。譜系の石刻に見える者としては、唐の郭敬之家廟碑（廣德二年764）①の如き、その陰に敬之の男九人、孫十五人、曾孫三人を列し、皆その官位を詳記してゐる。又樂安孫氏石刻②（元和四年809）の如きはなほ一家の男婦老幼まで列ねてゐる。宋元以後、譜系の刻石は尤も多く、宋の「石氏世表（康定二年1041）③、元の萊蕪鄒氏宗派圖（延祐二年1315）④、王氏世系圖⑤（至正七年1347）等は、皆その本系宗支に亙つて叙述が詳備してゐる。元代の寺院の碑には往々にして碑陰に宗派圖を刻してゐる者がみられる。⑥古の聖賢の譜系も亦刻石があつて、紹興孔廟の宣聖世系圖⑦、鄒縣孟廟の鄒國公續世系圖記⑧、吳縣至德廟の泰伯世系圖⑨などはその例である。この外なほ祖父の生卒年月日を記すものがあるが、漢の三老諱字忌日記（建武中25—55）⑩の如きは、祠祀の爲に設けたものであつて、譜系の屬ではないのである。

此の項に就いては、葉昌熾の「語石」卷三譜系二則參照。

①顏眞卿の撰文並に書。西安にあり。「金石萃編」卷九十二に見ゆ。

②端方舊藏。「匋齋藏石記」卷二十九。

③「潛研堂金石文跋尾續」卷四に錄す。「攈古錄」卷十一には石氏墓表とあり。山東泰安縣にあり。

④萊蕪鄒氏先德碑銘の陰に刻す。山東萊蕪縣城西北にあり。「蘇風堂金石文字目」卷十六に見ゆ。

⑤「山右石刻叢編」卷三十七に全文を錄す。山西平定縣にあり。

⑥一々列擧するに耐へぬ。こゝにその一例として東方文化研究所所藏の拓本によつて河南登封縣崇山にある「少林

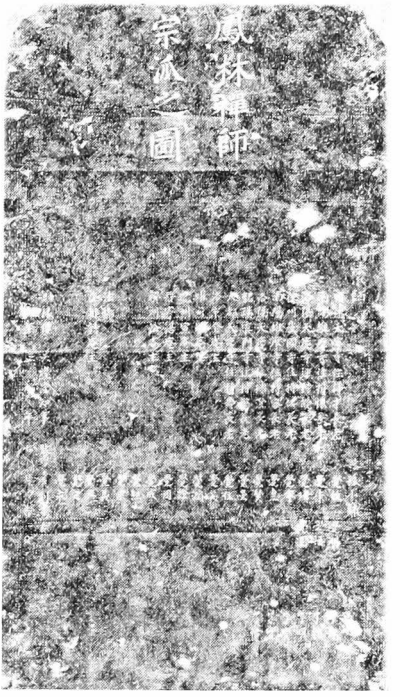

第二十二圖　鳳林禪師宗派之圖

寺鳳林珪公禪師行狀之碑」の陰に刻された宗派之圖を掲げる。(至正九年 1349)〔第二十二圖〕.

⑦「兩浙金石志」卷十六に元刻至聖世系圖像碑、「越中金石記」卷八に孔子像并世系圖とあるもの。後者に錄文あり。泰定二年(1325)の刻石。紹興府學にあり。

⑧「攈古錄」卷十八。光緒「鄞縣續志」卷十。

⑨宋兩浙西路提點刑獄司公據碑の陰に刻す。年月なし。「寰宇訪碑錄」卷九、「語石」卷三碑陰の條、民國「吳縣志」卷五十九金石考參照。

⑩咸豐二年餘姚の客星山中に出づ。今杭州西冷印社の藏に歸す。「寰宇貞石圖」及び「廣倉古石錄」に縮影あり。これに關しては、楊鐸の「函青閣金石記」卷二(湫瀏齋叢書本)、顧燮光の「夢碧簃石言」卷一、陸增祥の「八瓊室金石補正」卷三、羅振玉の「雪堂金石文字跋尾」卷二、方若の「校碑隨筆」(遯盦叢編本)の外、朱學勤の「結一廬遺文」卷下、錢保塘の「清風室文鈔」卷十一、梁啓超の「飲冰室文集」卷七十七等參照。〔第二十三圖〕

地圖界至　葉昌熾は、唐の吳興圖經が顏眞卿の書で石柱に刻されたといふ理由から、唐代の圖經は皆石に刻されたのであらうと考へてゐる。①されば地圖の石刻の由來は古いわけである。今存するものはたゞ劉豫の阜昌七年の禹蹟圖と華夷圖(金の天會十五年 1137 に當

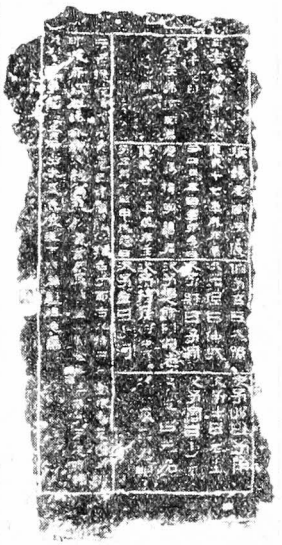

第二十三圖　漢三老諱字忌日記

る）の兩種のみ。畢沅は「載スル所ノ山川多ク古ト合ス。コレ宋以前相傳ノ舊タリ」といつてゐる。②又宋の呂大防の長安志圖③は一度佚してまた出土したものであるが、たゞ殘石數十片を存するにすぎない。吳縣には平江圖④（年月なし）、地理圖⑤（淳祐七年1271）（天文圖、帝王紹運圖と共に刻す）があり、桂林には修桂州城圖⑥（年月なし）があるが、何れも南宋時代の刻である。金元時代のものとしては、繹山圖⑦（大定十六年1176）、尼山圖記⑧（明昌六年1195）、重修中嶽廟圖⑨（承安五年1200）、崇國北寺地產圖⑩（至元二十一年1284）、揚州路學田圖⑪（後至元五年1339）、平昌寺地圖記⑫（至正一五年1355）等皆石

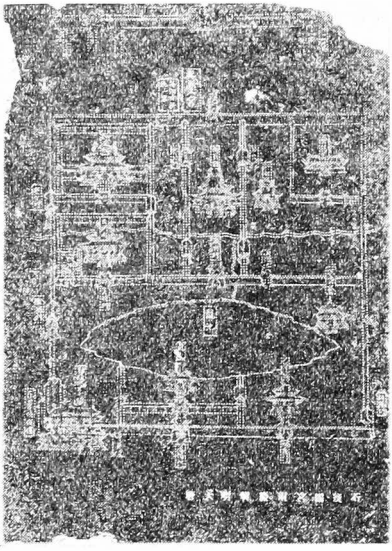

第二十四圖　唐大明宮興慶圖

の現存するものである。石が佚して僅かに拓本のみ存してゐるものには、攈古錄所載の唐洛京朝市之圖⑬（元至元三年1337）があるにすぎぬ。もと仁和の趙氏の藏する所であつたが、今なほ存するや否やを知らぬ。凡そこの類は或は九州を圖し、或は郡邑を圖し、或は田地を圖し、その範圍の廣狹は一樣でないが、皆考證の資料となるものである。

此の項に就いては「語石」卷五地圖一則參照

①顏魯公文集卷十三に吳興地記として收められてゐる。唐の湖州境內の山川陵墓廟宅を記したもの。この碑を最初に著錄した歐陽脩の時代にあつても、字は已に漫漶として判じがたかつたが、字體より察して顏眞卿の書と斷定した。元來これは烏程の杼山にあつたのを、その後熙寧五年孫覺が墨妙亭を起した時移してこゝに保存したのであるが、南宋以後亡佚した。唐の湖州は五縣であつたが、今殘つてゐる記の文は烏程、長城、安吉の三縣にすぎず、恐らく宋初から已に殘缺であつたものと思はれる。朱彝尊は德清、武康二縣の補記を作り、鄭元慶が箋釋五卷をものした。これに附された朱氏の「石柱記箋釋序」、張鑑の「墨妙亭碑目考」卷下之上等參照。葉昌熾は「語石」に初疑邑乘無與於石刻。後觀唐吳興圖經。其先爲顏魯公所書。刻於石柱。始知唐時圖經皆刻石。而今亡矣。此

碑林中一大掌古。而知之者尠矣。

といふ。

②この二碑は現に西安の碑林にある。これに就いては已に數多先人の考證がある。錢大昕「潛研堂金石文跋尾續」卷五、畢沅「關中金石記」卷七、武億「授堂金石文字續跋」卷十一、王昶「金石粹編」卷百五十九、王國維「觀堂集林別集補」、等の外、本誌三卷五號所載　森鹿三氏編支那地圖史研究論文要目」參照。畢沅いはく云々とあるのは關中金石記の文。但しその立石の年次たる阜昌七年は金の天會十五年、宋の紹興七年(一一三七)とする從來の通說の誤を指摘して、その前年たる一一三六年と斷定した外山軍治氏の新しい考證(滿蒙史論叢第一　三〇〇頁)に據らねばならぬ。尙拓影は、E. Chavannes (B. E. F. E O. 1903))・小川博士(支那歷史地理研究正集)及び外山氏の論文に附載されてゐる。

鎭江にもこれと殆んど同じ禹蹟圖碑のあることが古くから知られてゐる。これには「元符三年正月依長安本刊、紹興十二年十一月十五日左廸功郎充鎭江府學教授俞篪重校立石」とあり、「江蘇金石志」卷十一には長安本とは劉豫阜昌の石刻なりとしてゐるが、元符三年とあることからすれば、韓崇の「寶鐵齋金石文跋尾」卷下(滂喜齋叢書本)にいふ如く、必ず更に古い原刻が長安にあつたと考へる方が正しいであらう。

③呂大防長安志圖とは、元豐三年知永興軍呂大防が考證して描かしめた唐の長安の城市宮殿圖である。その碑刻は京兆府公署に置かれたが、元以後亡佚し去つた。こゝに殘石數十片を存するといふのは、「語石」卷五、卷十に葉昌熾が自から得たものを記してゐるのをさす。しかし、近年民國二十三年二月より三月にかけて國立北平研究院史學研究會が陝西考古會と合作調査の際收獲されたものがある。一は西安民政廳で發掘された唐大明興慶兩宮圖殘石、二は城內の路傍で發見された太極宮及皇城圖殘石である。これに關してはいち早く張鵬一氏が「唐大明興慶兩宮圖殘石跋文」「唐太極宮圖殘石跋文」(國立北平研究院院務彙報五卷四期、前者は國風半月刊六卷五・六合期にも轉載さる)を發表し、次いで何士驥氏が「石刻唐太極宮暨府寺坊市殘圖大明宮殘石興慶宮圖之研究」(國立北平研究院史學研究會考古專報一卷一號)を著して、共にこれが呂大防圖に外ならぬことを考證した。院務彙報五卷三期及び何氏の書に拓影を收む。(第二十四圖)

④碑は蘇州府學に現存する。年記はないが、近人王謇は南宋紹定二年の刻たることを斷定し、この圖によつて「宋平江城坊攷」を撰した。これは乾隆十年及び四十八年にも摹刻され、又民國六年には葉德輝によつて重刻されてゐる。葉氏の「郎園山居文錄」卷下參照。加藤繁博士の論文「宋代に於ける都市發達に就いて」(桑原博士還曆記念東洋史論叢)には拓影が附載されてある。(同論文一三九頁參照)

⑤蘇州孔子廟にあり。同所にある天文圖、帝王紹運圖、と共に淳祐七年の刻石。小川博士「支那歷史地理研究正集」

に拓影を收む。「潛研堂金石文跋尾又續」卷五、嚴可均「鐵橋金石跋」卷四（粟學軒叢書本）に錄す。

⑥謝啓昆の「粵西金石略」卷十三や嘉慶「臨桂縣志」卷二に錄するが何れも城圖を省略する。碑は廣西臨桂縣寶華山にあり。年月を缺くが、略々咸淳年間の刻と認められる。

⑦「攈古錄」卷十六に繹山圖并記と見ゆ。山東鄒縣繹山南麓紀城村玉皇觀にあり。陰に玉皇觀記あり、大定二十七年の刻。又光緒「鄒縣志」卷十。

⑧「攈古錄」卷十六に尼山圖記殘石と見ゆ。曲阜の碑院にあり。

⑨河南登封縣中嶽廟にあり。「授堂金石三跋」卷二「八瓊室金石補」正卷百二十七に錄す。E. Ghavannes: Mission Archaéologigue に拓影を收む。(Pl. 428. No. 966)

⑩北京城內護國寺千佛殿內にあり。崇國寺聖旨碑の陰に刻す。光緒「畿輔通志」卷百三十九はこの至元二十一年の碑は京畿金石考に見ゆるのみで、帝京景物略にはないといつて存在を疑つてゐるが、光緒「順天府志」卷百二十九や、「藝風堂金石文字目」卷十五には著錄されてをり、劉敎楨の「北平護國寺殘蹟」（中國營造學社彙刊六ノ二）には寫眞と全文を收めてゐる。

⑪「江蘇金石志」卷二十二に見ゆ。揚州路學田記碑の陰に刻す。

⑫山東益都縣城北の平昌寺にあり。段松苓の「益都金石記」卷四及び「山左金石志」卷二十四に錄す。前者には地圖をものせてゐる。

⑬「攈古錄」卷十九。

界至とは境界の四至を記すものである。元和郡縣圖志には又八到と稱してゐる、其習慣は漢以來已にさうであつて、上述の墓箭にしても東西南北の界がないものはない。たゞ或は比といひ、或は邸といひ、或は極といひ、或は至といふ點が異るのみである。漢の宋伯望刻石①に記する所はすべて經界のことである。隋の始建縣界碑②（大業四年608）、宋の常熟縣經界記③（嘉熙二年1238）、元の曲阜縣歷代地理沿革志④（至正十年1350）は一縣の界を記す。唐の豐樂寺大界相碑⑤（永泰二年766）、宋の保安院大界相碑⑥（景祐五年1038）は寺院の界至を記すもので、釋家はこれを界相と稱してゐる。しかし、宋の棲巖寺四至記⑦（咸平二年999）、金の鴻慶寺常住地土四至碑⑧（大定二十八年1188）、元の月華山林泉寺四至碑⑨（大德三年1299）などの如きは又界相といはずして四至といつてゐる。その山を以て界となすものには、唐の龍瑞宮山界至記⑩（年月なし、賀知章撰）、宋の仰天山勅賜山場四至記⑪（元符三年1100）、金の靈巖山場界至圖記⑫（天德三年1151）、元の張志賢修行記の後に刻された本山四記（至元九年1273）等がある。蓋し、これ等界至の碑は山場寺院に關するものが最も

多い。

此の項に就いては「語石」卷三界至四則參照。

①光緒十九、二十年の間、山東莒州に出土。方若の「校碑隨筆」には莒州漢安三年刻石とあり、全文を錄す。

②四川仁壽縣にあり。「藝風堂金石文字目」卷二に錄す。同治「仁壽縣志」卷十三に「斷碑始建鎮三大字。旁志大業四年。又北至五十里云々。餘壞。在鎮子場璁珉宮前土中得之。」といふ。元和郡縣志(卷三十四)によれば「本漢武陽縣地。隋開皇十年于今縣立始建鎮。大業五年改鎮爲縣。」とあるから、大業四年には未だ鎮であつたわけである。

③「江蘇金石志」卷十七に錄文あり。光緒「常昭合志稿」卷七にも見ゆ。

④曲阜縣舊城東門外にあり。「山左金石志」卷二十四に見ゆ。

⑤「語石」卷三界至の條に拓本を自から藏してゐるとある外、「藝風堂金石文字目」卷六に著錄されてゐるが、碑の所在地は不明。

⑥浙江鄞縣にあり。「兩浙金石志」卷五に全文を錄す。光緒「鄞縣志」卷五十九によれば縣の西南布金寺にありといふ。

⑦山西永濟縣にあり。「山右石刻叢編」卷十一に全文を錄す。「攈古錄」卷十一にも見ゆ。

⑧「攈古錄」卷十六。河南澠池縣にあり。

⑨滿洲國熱河建昌縣にあり。道光「承德府志」卷十一に月華山林泉禪寺創建地產四至碑といひ全文を錄す。光緒「畿輔通志」卷百四十二にも見ゆ。

⑩浙江會稽縣宛委山龍瑞宮後にあり。「兩浙金石志」卷二、「越中金石記」卷一に全文を錄す。已に宋の興地紀勝にも著錄されてゐる。

⑪仰天山は山東臨朐縣の南にあり。齊乘(卷一)によるに、「宋碑云。元符三年勅額靈澤廟。」とあるが、光緒「臨朐縣志」卷三上には齊乘にいふ所の宋碑は今存せずといふ。他に著錄もないやうだからその存否は不明である。

⑫山東長淸縣靈巖寺にあり。「山左金石志」卷十九「濟南金石志」卷四。

⑬山東臨朐縣にあり。「山左金石志」卷二十一に見ゆ。界至を示す石刻の例としては常盤博士「支那佛教史蹟」第一輯(圖九〇)に、不鮮明ではあるが山東長淸縣靈巖寺の田園記の碑陰に刻された界至圖(金の明昌六年)の拓影があり。

題詠題銘　凡そ著名の祠宇や山水の佳處には古人の題詠題名が多く、或は景仰の情を、或は游歷の踪を記述してゐる。唐宋以後に於て作者が尤も多い。その姓名や事蹟には志乘の闕を補ひうる場合が往々にしてあるから、若しこれを整理、集錄すれば、皆歷史家にとつて考證の資料となるのである。

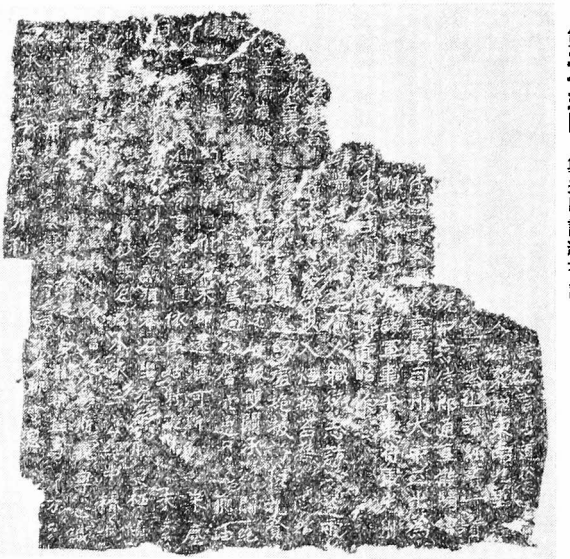

第二十五圖　鄭道昭論經書詩

北魏の鄭道昭の登雲峯山論經書詩（永平四年511）、觀海島詩、登太基山詩、詠飛仙室詩（みな年月なし）の四種は、①詩篇刻石の始めである。昔、盛昱が所藏してゐた一殘石は、②登百峯山詩で、碑側に題名が一行あり、たゞ官號を存するのみで人名を闕いてゐるが、やはり魏の刻である。北魏の刻石はたゞこれだけで、他にあるを聞かない。唐宋以後になると、詩人輩出し名作林の如き有樣で、石刻に見えるものも亦往々にして蔚然たる大觀をなすものがある。唐の美原神泉詩③（垂拱四年688）、夏日遊石淙詩④（久視元年700）、宋の興慶池禊宴詩⑤（慶曆二年1042）、石林亭唱和詩⑥（嘉祐七年1062）などの如きは、皆一時唱和の作である。單篇零叶の碑陰や厓壁に見えるものに至つては、到底指を屈するにたへぬ。宋以後始めて詞が盛行したから、詩篇の外、時に刻詞⑦もあるが、著錄に見えるものは僅か十餘種あるにすぎない。

この項に就いては「語石」卷四詩文一則參照。

①宋の趙明誠の「金石錄」に已に著錄あり。論經書、觀海島、飛仙室の三詩碑は山東掖縣雲峯山に、太基山仙壇詩碑は掖縣東二十里の太基山にあり。飛仙室を除く三は「寰宇貞石圖」に縮影を收む。「山左金石志」卷九「八瓊室金石補正」卷十四、「校碑隨筆」。〔第二十五圖〕は論經書詩。

②「俑廬日札」に

盛伯羲祭酒（昱）藏詩五言游雲峯山石刻。已損下半。年代書撰人名。已不可見。而字迹雋健婉麗。爲六朝人書之冠。祭酒身後。所藏尙完好。但都城庚子之亂。此石不知如何也。

とあるものにあたるか。

③陝西富平縣にあり。「金石萃編」卷六十一。「寰宇貞石圖」に縮影を收む。
④河南登封縣石淙山にあり。「金石萃編」卷六十四、「平津讀碑記」卷五等の外、「義門先生集」卷八、「童山文集」卷十四等參照。「寰宇貞石圖」に縮影を收む。
⑤西安にあり。「金石萃編」卷百三十三。
⑥陝西麟遊縣にあり。「金石萃編」卷百三十五。
⑦攈古錄のみに就いて檢すると宋代の詞刻凡そ八。「語石」には巴州にある水調頭詞を書の至佳なるものとし、これに次いで、唐括夫人の滿庭芳詞と、米芾の書せる淮海踏莎行とを上げ、其詞其書皆研妙と稱してゐる。

題名は東漢に始まる、孝堂山の石室には「平原濕陰邵善君、以永建四年四月廿四日來過此堂、叩頭謝賢明」といふ邵善君の題名①がある。韓勅造孔廟禮器碑の碑陰には項伯脩の題名があつて「熹平三年、左馮翊池陽項伯脩來②」とある。何れも親しくその地を履んで自からその姓名を題したものである。孝山堂石室の題名は、孫錄によれば、漢より唐初に至るまで凡そ十餘則もあつて、題名の一處に集まり、又最も早いものとしてこれにすぎるものはない③。唐代には題名の習慣は北朝に比べて一層盛となり、宋元に至つて最も多い。今南北の諸省、山嶺水涯、到る所これなきはないが、特に桂林の諸山には最も多い。方志及び金石目錄等の書に著錄されてゐるのはその極く一部分にすぎぬ。この種游客題名の外に、なほ二種の題名があつて、何れも考證に役立つものである。その一は官吏の題名で、御史臺精舍題名④(唐開元十一年723)、郎官石柱題名⑤(唐大中十二年858)、楚州官屬題名⑥(唐の大和より會昌に至る)などがそれである。一は科擧の題名で、紹興縣⑦(宋の大中祥符より咸淳に至る凡そ三碑)、滁縣⑧(宋紹興十八年1148)、黔陽縣⑨(宋寶祐二年1254)、長安縣⑩(齊の阜昌より金の興定に至る)大興縣⑪(元より清に至る)の進士題名、吳縣⑫(宋の紹興より寶祐に至る)、歷城縣⑬(凡そ二碑、一は元の至正十年、一は二十二年)の鄉試題名等がこれに當る。秦の瑯琊臺刻石、唐紀泰山銘等の從臣の題名や、漢以後の立碑造像の出錢人題名の如きに至つても、又その一例である。

この項に就いては「語石」卷五題名八則參照。

①孝堂山の石室は山東肥城縣にあり。郭巨石室と稱せられて有名。「金石萃編」卷七參照。永建四年の題名は畫象石の第六幅にあり。關野貞「支那山東に於ける漢代墳墓の表飾」附圖 Pl. 15 第十九圖、E. Chavannes; Mission

Archaeologigue (Pl. 29 No. 51), La Scrupture sur pierre en Chine au temps de deux dynasties Han (Pl. 41.) に縮影あり。「獨笑齋金石文攷」第二集卷一にはこの題名の事をのべ、記錄上では韓非子外儲說に見える記事が游覽題名の最古のものといつてゐる。

②碑は永壽二年の刻。曲阜縣孔子廟同文門にあり。「金石萃編」卷九參照。この十三字の題名は翁方綱が始めて注意したものとみえ、その「兩漢金石記」卷六に顧苓所藏の舊拓本によつて審定し始めて得た所で從來著錄されなかつたものだといふ。碑の縮影は「金石圖」や「寰宇貞石圖」に收められてゐるが題名は見えぬ。東方文化研究所所藏の拓本によつても讀めないから、舊拓本によらねばなるまい。

③孫錄卽ち「寰宇訪碑錄」をくると、上の永建四年以後、唐の先天二年に至るまで凡そ十二則を數へうる。

④西安にあり。題名は碑陰及び兩側に刻す。「金石萃編」卷七十四、「平津讀碑記」卷五等。

⑤西安にあり。「金石萃編」卷百十五（卷百十六は郎官石柱題名考）、「平津讀碑記」卷八等の外、翁方綱「復初齋文集」卷二十三「同外文」卷三、葉昌熾「奇觚廔文集」卷中、繆荃孫「藝風堂文漫存」卷五等參照。

⑥江蘇淮安縣にあり。太和三年より會昌三年に至る十五年間の題名。朱士端の「宜祿堂收藏金石記」卷五に、吳玉搢の「山陽志遺」（卷三）に不完全ながら著錄のある外、從來の金石錄に見えなかつたものといひ、全文を錄し詳細な考證を加へてゐる。尙、盛大士の「蘊愫閣文集」卷七參看。

⑦三碑あり。「兩浙金石志」卷十、「越中金石記」卷四。
一は慶元二年王介が淳熙十六年の舊刻を重修したもの。內容は大中祥符元年より政和五年に至る。
二は慶元二年に立つ。內容は政和八年より紹定四年に至る。慶元二年以後の分は立碑後の續刻。
三は紹定五年の立碑。內容は紹定五年以後咸淳十年に至る。

⑧「潛研堂金石文跋尾續」卷五、趙紹祖「安徽金石略」

⑨黔陽縣登科題名碑と稱す。瞿中溶「古泉山館金石文編殘稿」卷四、「八瓊室金石補正」卷百二十に見ゆ。元の至正年間の續刻なりといはれる。

⑩阜昌六年より興定二年に至る。「金石萃編」卷百五十八。

⑪北京國子監にあり。元の至正十一年以後元碑三、明碑七十七、清碑百十八。光緒三十年まであり。范騰端「國子監碑目」（圖書館學季刊第五卷、三、四合期）による。

⑫吳郡鄉擧題名碑といふ。紹興十年（但し年號の讀みうるのは十七年より）より寶祐六年に至る。「潛研堂金石文跋尾又續」卷五「江蘇金石志」卷十一。別に「江蘇金石志」卷八にば、端拱元年より紹興十五年までを刻した吳郡鄉擧題名碑がある。民國「吳縣志」卷五十九にも見える。

⑬共に乾隆「歷城縣志」卷二十四、「濟南金石志」卷二に山東鄉試題名碑として全文を錄す。「山左金石志」卷二十四には十年の方のみを錄す。